

## 漁網の広域処理に関する合意書実施細目

箱根町（以下「町」という。）と神奈川県（以下「県」という。）は、別に締結した漁網の広域処理に関する合意書（以下「合意書」という。）の実施に関し必要な細目について、次のとおり定める。

（受入条件）

- 1 合意書第7項に規定する受入条件は、次に掲げる基準に適合することとする。
  - (1) 漁網の放射性セシウム濃度（セシウム 134 及びセシウム 137 の合計値とする。）が1キログラム当たり100ベクレル以下であること。
  - (2) 漁網周辺の空間線量率が毎時0.19マイクロシーベルト以下であること。
  - (3) 鉛、異物等が除去されていること。
  - (4) 重金属その他の有害物質及び農薬の測定の結果、安全性が確認されていること。

（合意書第8項第1号に基づき県が行う安全確認の方法）

- 2 漁網の放射能濃度の測定は、岩手県八木北港仮置場で保管されている漁網を概ね20立方メートル程度の小山に分け、それぞれの小山ごとに1回測定するものとし、測定を終了したものを搬出する。また、定量下限値は、5ベクレルとする。
- 3 空間線量率の測定は、前項の小山ごとに、4方向から測定するほか、洋野町がフレキシブルコンテナバッグに漁網を詰め込んだ後、フレキシブルコンテナバッグごとに1回測定するものとする。
- 4 有害物質の測定は、「産業廃棄物の埋め立て処分に係る判定基準」に準じ、次表に掲げる項目全てについて、第2項の搬出する小山ごとに試料を採取し、混合して測定するほか、重金属6項目（次表の1から3まで、5、6及び23の項に掲げる項目）については、同項の小山ごとに1回測定するものとする。

	項 目
1	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物
2	カドミウム又はその化合物
3	鉛又はその化合物
4	有機燐化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素又はその化合物
7	シアン化合物
8	ポリ塩化ビフェニル（PCB）
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン

12	四塩化炭素
13	1・2-ジクロロエタン
14	1・1-ジクロロエチレン
15	シス-1・2-ジクロロエチレン
16	1・1・1-トリクロロエタン
17	1・1・2-トリクロロエタン
18	1・3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン又はその化合物
24	1・4-ジオキサン
25	ダイオキシン類

- 5 農薬の測定は、「人の健康の保護に関する要監視項目」に該当する農薬類のうち、次表に掲げる農薬 12 項目について、第 2 項の搬出する小山ごとに試料を採取し、混合して測定する。

	項 目		項 目
1	イソキサチオン	7	プロピザミド
2	ダイアジノン	8	E P N
3	フェニトロチオン	9	ジクロルボス
4	イソプロチオラン	10	フェノブカルブ
5	オキシシン銅	11	イプロベンホス
6	クロロタロニル	12	クロルニトロフェン

備考 チウラム、シマジン及びチオベンカルブの 3 種類の農薬類については、前項の有害物質に含まれる。

(合意書第 8 項第 2 号に基づき町が行う安全確認の方法)

- 6 最終処分場から排出される放流水の放射能濃度の測定は、漁網の搬入開始日から埋立中は、週 1 回、その後、平成 26 年 3 月までにあつては月 1 回測定するものとし、その後も 3 年間は月 1 回測定を継続するものとする。
- 7 空間線量率の測定は、漁網の搬入時にコンテナごとに 1 回、フレキシブルコンテナバッグごとに 1 回行うほか、最終処分場内で、漁網の搬入開始日から埋立中にあつては週 1 回、その後、平成 26 年 3 月までにあつては月 1 回測定するものとし、その後も 3 年間は月 1 回測定を継続するものとする。

(合意書第 10 項に基づく被害等が生じた場合の対応)

- 8 県は、町から合意書第 9 項に基づく求めがあった場合において、調査の結果、漁網の処分を原因として環境影響が生じたと認められたときは、漁網の撤去を含め、速やかに必要な対応をとるものとする。

平成 25 年 7 月 31 日

足柄下郡箱根町湯本 256

箱根町長 山口 昇 士

横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治